

## 第17章 評価書に対する知事の見解及びそれに対する事業者の見解



## 第17章 評価書に対する知事の意見及びそれに対する事業者の見解

平成 25 年 3 月 21 日付第 201200193297 号で通知された、評価書に対する鳥取県知事意見及びそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

- 1 詳細な事業計画の決定及び事業実施に伴う環境影響について、周辺住民等に対する十分な説明及び誠意ある対応並びに積極的な情報公開に努めること。

### 事業者の見解

本事業の内容につきましては、これまで以下のとおり、条例に基づく説明会のほか、本組合ホームページ及び鳥取市ホームページへの掲載、「国英地区地域振興推進本部だより」の発行等、広く情報提供に努めてまいりました。

- ・鳥取市報（平成 24 年 4 月号）に準備書の縦覧期間、住民説明会開催日を掲載
- ・「国英地区地域振興推進本部だより」（平成 24 年 4 月発行）に縦覧期間、説明会開催日を掲載
- ・地元新聞（平成 24 年 4 月 13 日付）に縦覧期間、説明会開催日を掲載
- ・鳥取県、鳥取市及び本組合のホームページに縦覧期間、説明会開催日を掲載  
(平成 24 年 4 月 13 日)
- ・準備書の縦覧及び本組合ホームページに図書全文を掲載（平成 24 年 4 月 13 日～5 月 14 日）
- ・住民説明会の開催（平成 24 年 4 月 21 日）
- ・河原地域審議会で、環境影響評価準備書の概要説明（平成 24 年 5 月 24 日）
- ・地権者集落 5 集落で説明会等の開催（平成 24 年 8 月 8 日～8 月 21 日）
- ・本組合ホームページに「準備書に対する住民意見概要書及び事業者の見解について」を掲載  
(平成 24 年 8 月 21 日)
- ・「国英地区地域振興推進本部だより」に環境影響評価の手続き経過及び準備書に対する主な意見を掲載（平成 24 年 8 月 24 日発行）
- ・河原地域審議会で、環境影響評価の経過、準備書に対する主な意見について説明  
(平成 24 年 8 月 28 日)
- ・本組合ホームページに「環境影響評価準備書についての環境保全の見地からの知事意見について」を掲載（平成 24 年 11 月 1 日）
- ・評価書（平成 25 年 1 月 21 日提出）について本組合ホームページに図書全文を掲載  
(平成 25 年 1 月 22 日)
- ・環境影響評価供用前現地調査の実施について本組合ホームページに掲載  
(平成 25 年 3 月 13 日)
- ・本組合ホームページに「環境影響評価書についての環境保全の見地からの知事意見について」を掲載（平成 25 年 3 月 22 日）
- ・地権者集落で説明会の開催（平成 25 年 4 月 11 日より）

また、準備書の内容について、これまで住民の皆様から頂いた環境保全の見地からの意見につきまして、可能な限り対応していきます。

さらに、周辺住民等の皆様に対し、事業計画決定内容及び事業実施に伴う環境影響に係る情報公開について、評価書の公告・縦覧時、処理方式決定に伴う予測評価の再検討後、事後調査計画書提出段階、事後調査結果報告書提出等の各段階において、事業進捗状況も勘案のうえ、次の方法等により積極的に行ってまいります。

- ・本組合ホームページ、鳥取市ホームページ等への掲載
- ・「国英地区地域振興推進本部だより」に掲載し、河原町の全戸に配布
- ・地権者集落をはじめとする関係集落等における説明会の開催
- ・報道機関への情報提供及びその他機会を捉えて情報提供
- ・準備書及び評価書に係る知事意見への対応について、評価書の補正内容等の地元説明  
(予定時期：評価書の公告・縦覧前)
- ・評価書に係る知事意見への対応、事後調査計画等の地元説明  
(予定時期：評価書の公告・縦覧以降)
- ・事業計画確定後（処理方式決定後）の環境影響評価結果との比較検証結果の周知  
(予定時期：事業計画確定後)

2 本意見書に対する補正後の評価書を送付する時点で、可燃物の処理方式及び関係する諸元等が決定している場合は、その予測評価結果について、現状の予測評価結果と比較・検証した上で、評価書に記載すること。

未決定の場合は、決定前に評価書手続を進める理由を明らかにするとともに、評価書に記載されている決定に係るプロセスを修正すること。

なお、いずれの場合においても、より環境負荷が低減される計画・対応に努めるとともに、方式決定後の予測評価結果の比較・検証方法又は結果について、具体的に明らかにすることとし、準備書知事意見に対する事業者見解で述べられた対応も含めて、記載した内容については鳥取県環境影響評価条例に基づく手続の一環として確実に実施すること。

また、施設マネジメント部会における事業実施方針の検討の結果、事業者以外の者が設計・建設主体や運営・管理主体となる場合は、環境影響評価書に記載される環境保全措置、事後調査等が確実に実施されるよう、その責任の所在を明確にし、県及び鳥取市に報告すること。

#### 事業者の見解

現在、稼働している鳥取県東部圏域のごみ焼却処理施設は、稼働開始から21年を経過した

神谷清掃工場をはじめ、鳥取市国府町クリーンセンター、鳥取市レインボーふくべ、鳥取市ながおクリーンステーションの4施設がありますが、いずれも老朽化が進行している状況です。

このなかでも最大の処理能力を有する神谷清掃工場の稼働期限については、平成25年3月31日とされていましたが、地元関係集落等で組織された神谷清掃工場運営委員会と鳥取市との間で、平成29年3月31日まで稼働期限を延長する覚書が締結されました。

同工場が万一稼働停止した場合には、鳥取県東部圏域の廃棄物処理に重大な支障を生じます。

このため、ごみの効率的かつ衛生的な処理による快適な生活環境維持の観点から、東部圏域の廃棄物処理をとりまく環境は逼迫した状況に置かれており、早急に建設工事に着手のうえ、平成29年4月1日までに新しい施設を稼働させる必要があります。

また、ごみ焼却施設を建設することが可能であるメーカーは、各メーカーとも主たる処理方式または多くの実績を有する処理方式は、概ね1つ又は2つ程度であり、処理方式を決定することは、メーカーを決定することに直結します。そのため、処理方式の決定については、慎重かつ公正公明な立場に立って、鳥取県東部圏域の一般廃棄物処理に適した処理方式を決定し、その公表時期についても慎重に選択した上で、公表する必要があります。

以上のことから、処理方式決定までに一定の期間を要するため、補正後の評価書送付までに、処理方式を決定することは困難です。

処理方式の決定に係るプロセスについては、焼却灰の処理方法等にも大きく左右されますが、その詳細について、評価書に記載した“決定に係るプロセス”を時点修正のうえ、「第2章 事業の目的及び内容」（評価書2-6頁及び評価書要約書6頁）に記載しました。

また、発注仕様書においては、評価書に記載した公害防止計画並びに計画目標値を見据えた自主的な管理濃度の設定に係る記載を行う等、より環境負荷が低減される計画とします。

本評価書と焼却方式を決定した際の比較に関しては、本評価書では、ストーカ方式、ストーカ+灰溶融方式、ガス化溶融方式のそれぞれの処理方式のうち、最も影響が大きいと考えられるデータをもとに予測及び評価を行っており、基本的に排ガス量が少なくなる処理方式を採用した場合、本計画値よりも緩やかな計画値を採用する結果になります。

これについては、処理方式が決まった段階において、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査としての比較検証及び本環境影響評価の手続きの一環としての比較検証を行うこととし、それぞれの具体的な項目は次のとおりとします。また、方式決定後以降も、工事完了時点までに事業計画に変更があった場合は、事業計画の変更に伴う環境影響評価への影響について確認を行い、鳥取県とも協議のうえ、必要に応じて予測結果との比較検証、追加の保全措置の検討を

行うこととします。

なお、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査としての比較検証結果については、とりまとめたものを縦覧するとともに、住民の皆様からのご意見を再度伺います。

①廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査としての比較検証の対象

- ・ 供用時の大気質、騒音振動、悪臭、水質等の水環境の生活環境

②本環境影響評価の手続きの一環としての比較検証の対象

- ・ 造成工事による大気質、水質等、土壌、動植物、水生生物及び生態系
- ・ 資材運搬車両等の走行に伴う大気質、騒音及び振動、触れ合い活動の場
- ・ 建設機械の稼働に伴う騒音、振動及び動物
- ・ 工事の実施に伴う産業廃棄物
- ・ 施設の存在による生態系及び景観
- ・ 施設の稼働に伴う大気質、騒音・振動、悪臭、水質等、土壌、動物、水生生物、廃棄物、温室効果ガス
- ・ 廃棄物運搬車両等の走行に伴う大気質、騒音・振動、触れ合い活動の場

また、比較検証の方針を項目毎に整理したものを、準備書時点の予測方針と併せて、表 17-1 に示します。

表17-1 処理方式決定後の予測評価結果に係る比較検証の方針（項目毎）

| 環境要素          | 影響要因  |                | 比較検証の方針   |   | 《参考》<br>準備書<br>時点の<br>処理方<br>式別<br>予測方針 |
|---------------|-------|----------------|---|---|---|
|               |       |                | 廃棄物処理<br>法に基づく<br>生活環境影<br>響調査とし<br>ての比較検<br>証の対象 | 本環境影響<br>評価の手續<br>きの一環と<br>しての比較<br>検証の対象 |   |
| 大気質           | 工事の実施 | 造成工事           |   | ◎   | ▲                                       |
|               |       | 資材運搬車両等の走行     |   | ◎   | ○                                       |
|               | 施設の供用 | 施設の稼働（煙突排ガス）   | ◎   | ◎   | ●                                       |
|               |       | 廃棄物運搬車両等の走行    | ◎   | ◎   | ▲                                       |
| 騒音及び<br>振動    | 工事の実施 | 建設機械の稼働        |   | ◎   | ○                                       |
|               |       | 資材運搬車両等の走行     |   | ◎   | ○                                       |
|               | 施設の供用 | 施設の稼働          | ◎   | ◎   | ○                                       |
|               |       | 廃棄物運搬車両等の走行    | ◎   | ◎   | ▲                                       |
| 悪臭            | 施設の供用 | 施設の稼働（施設からの漏洩） | ◎   | ◎   | ▲                                       |
|               |       | 施設の稼働（煙突排ガス）   | ◎   | ◎   | ●                                       |
| 水質・底質・<br>地下水 | 工事の実施 | 造成工事           |   | ◎   | ▲                                       |
|               | 施設の供用 | 施設の稼働          | ◎   | ◎   | ▲                                       |
| 地形・地質         | 工事の実施 | 造成工事           |   | ◎   | ▲                                       |
| 土壌            | 施設の供用 | 施設の稼働          |   | ◎   | ●                                       |
| 植物            | 工事の実施 | 造成工事           |   | ◎   | ▲                                       |
| 動物            | 工事の実施 | 造成工事           |   | ◎   | ▲                                       |
|               |       | 建設機械の稼働        |   | ◎   | △                                       |
|               | 施設の供用 | 施設の稼働          |   | ◎   | △                                       |
|               |       |                |   |   |   |
| 水生生物          | 工事の実施 | 造成工事           |   | ◎   | ▲                                       |
|               | 施設の供用 | 施設の稼働          |   | ◎   | △                                       |
| 生態系           | 工事の実施 | 造成工事           |   | ◎   | ▲                                       |
|               | 施設の供用 | 施設が存在          |   | ◎   | △                                       |
| 景観            | 施設の供用 | 施設が存在          |   | ◎   | ○                                       |
| 触れ合い活動<br>の場  | 工事の実施 | 資材運搬車両等の走行     |   | ◎   | ○                                       |
|               | 施設の供用 | 廃棄物運搬車両等の走行    |   | ◎   | ▲                                       |
| 廃棄物等          | 工事の実施 | 廃棄物の発生         |   | ◎   | ○                                       |
|               | 施設の供用 | 施設の稼働          |   | ◎   | ○                                       |
| 温室効果ガス等       | 施設の供用 | 施設の稼働          |   | ◎   | ○                                       |

注) ●：施設排ガスの最大着地濃度が処理方式により異なるため、処理方式ごとに予測評価を実施したもの。

○：最も影響が大きい諸元について予測を実施したもの。

▲：処理方式以外の事項（造成工事、ごみ搬入車両台数、排水処理方法等）に起因するものであり、処理方式により影響が変化しないと考えられるため、3方式共通の1条件で予測を実施したもの。

△：定性的な予測・評価を行うため、処理方式によらず、3方式共通の1条件で予測を実施したもの。

影響の程度の比較検証方法は、環境影響の観点から、評価項目毎に次の3とおりの整理を行ったうえで、検証します。

- a 処理方式決定後の事業計画の変更に伴う環境影響に変化が生じるものの、予測条件に照らした場合に影響の程度の推定が困難であり、場合により環境影響が評価書の予測結果と比較して大きくなる可能性があると考えられる場合  
数値シミュレーションによる再予測等により定量的な検証を行うこととし、定量的な検証が困難な場合は定性的な再予測を行う。いずれの場合においても必要に応じて追加の保全措置を検討する。
- b 処理方式決定後の事業計画変更に伴う環境影響が、評価書の予測結果と比較して同等程度またはそれ以下となる場合  
事業計画諸元データ等の予測条件について比較整理を行う。
- c 処理方式決定後の事業計画変更に伴う環境影響の変化が無い場合  
処理方式以外の事項に起因するもの、もしくは定性的な予測・評価のため、処理方式によらず、3方式共通の1条件で予測評価を実施したものであり、計画変更に伴う環境影響の変化が無いため、その旨を整理する。

上記に記載した検証の内容及び結果等については、具体的内容も含め、前記の「1 詳細な事業計画の決定及び事業実施に伴う環境影響について、周辺住民等に対する十分な説明及び誠意ある対応並びに積極的な情報公開に努めること。」に対する見解に記載した方法等により、積極的な情報提供を行っていきます。なお、準備書を上回る環境影響が確認された場合、又はそのおそれがある場合は、鳥取県と協議の上適切な対応を講じるなど、準備書知事意見に対する事業者見解で述べた対応も含めて、記載した内容については鳥取県環境影響評価条例に基づく手続きの一環として確実に実施します。

また、事業実施方針について、現在検討中のいずれの方式に決定した場合でも、事業実施の各段階（設計、建設、運営及び管理）において、以下の対応を行います。

- ・本組合と各実施主体との委託契約のなかで、環境影響評価書に記載される環境保全措置、事後調査等が確実に実施されるよう、その記載内容について契約書等に記載する。
- ・本組合が事業責任者として、各実施主体に対し、環境影響評価に記載した内容について周知徹底を行い、十分な指導監督に努めるほか、その旨を鳥取県及び鳥取市に報告する。

3 隣接する工業団地に関して、鳥取市長から『本事業の調査・予測・評価の情報を最大限尊重し、環境に配慮した対策を講ずる』との意見が県に対して提出されていることから、鳥取市との情報共有及び連携・協議を行い、両事業による環境影響が可能な限り低減されるよう、自ら取り組むとともに、鳥取市に対する協力を努めること。

#### 事業者の見解

準備書に対する知事意見を踏まえ、隣接する工業団地（造成、工業団地内道路を含む）などの地域の将来の環境状態の設定について、鳥取市から情報収集を行い、その結果を評価書 2-30 頁及び評価書要約書 30 頁に記載しました。

また、情報収集の結果に基づき、予測評価が可能な評価項目として、本事業の供用時における車両の走行による影響、工業団地の存在に伴う景観変化の影響、造成工事に係る動植物に係る影響を選定のうえ、予測評価を行いました。その内容については、「第 15 章 準備書に対する知事の意見及びそれに対する事業者の見解」に記載したとおりであり、情報収集の結果、判明した将来の環境状態及びそれを踏まえた予測評価の方針並びに条件設定の詳細については、資料編（資料 12-1 隣接する工業団地造成事業を踏まえた複合影響の予測に係る条件設定）に示したとおりです。

隣接する工業団地に関する鳥取市との情報共有及び連携・協議については、平成 24 年 9 月以降、主に貴重な動植物保全推進の観点から、本組合より情報を提供のうえ、保全の推進に係る働きかけを行って参りました。

貴重な動植物保全の観点から、工業団地造成工事の進捗、本事業の進捗も踏まえ、貴重な動植物の保全対策に係る情報共有を図り、本事業で率先して保全対策を講じていくことはもとより、隣接する工業団地においても適切な対策が講じられるよう、定期的に協議を行うなど、鳥取市に対する協力を努めてまいります。

また、工事中には工事期間が一部重複する可能性もあり、建設機械の稼働や工事用車両の走行による両事業の複合的影響を低減する観点から、工事関係者を含めた合同協議を事前に行い、必要に応じて工事計画の調整を図る等の対応を行います。

供用時には、両事業の関連車両が河原インター線等を走行することから、ルートや時間帯で車両の集中がみられる場合には、鳥取市とも協議のうえ、必要に応じて本組合にて運搬車両の運行管理を見直すなどの適切な対応を講じます。

4 事後調査について、施設の定常状態の時期の目安、供用時の調査期間・頻度等を可能な範囲で明らかにするとともに、事後調査結果の報告の時期及び公表の時期の目安についても併せて明らかにし、評価書に記載すること。

また、施設供用後に実施する環境等に係るモニタリングについては、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく自主検査の内容に加えて、住民意見等を勘案して実施に努める内容について、可能な範囲で評価書に記載するとともに、その調査結果については分かりやすくまとめた上で、積極的な情報公開に努めること。

#### 事業者の見解

事後調査について、施設の定常状態の時期の目安、供用時の調査期間・頻度等について、可能な範囲で明らかにするとともに、事後調査結果の報告の時期及び公表の時期の目安についても併せて明らかにし、その結果を「第 10 章 事後調査の内容」（評価書 10-3 頁～10-6 頁、評価書要約書 310 頁～313 頁）に記載しました。

また、施設供用後に実施する環境等に係るモニタリングについては、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく自主検査の内容に加え、今後実施予定である地元住民との定期的な協議に基づく意見等を勘案のうえ実施に努める内容について、可能な範囲で区分のうえ、その内容を「第 10 章 事後調査の内容」（評価書 10-3 頁及び評価書要約書 310 頁）に記載しました。

また、その調査結果については分かりやすくまとめた上で、鳥取県環境影響評価条例に基づく事後調査とは区別のうえ、前記の「1 詳細な事業計画の決定及び事業実施に伴う環境影響について、周辺住民等に対する十分な説明及び誠意ある対応並びに積極的な情報公開に努めること。」に対する見解に記載した方法等により、今後も積極的な情報公開に努めて参ります。

5 新たに環境への影響を及ぼす事実が明らかになった場合には、速やかに県及び関係市町に報告し、専門家の指導・助言を受ける等により適切な措置を講じること。その際には、助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにし、また、専門家等の所属機関の属性を明らかにするよう努めること。なお、これまでに受けた専門家の指導・助言についても、同様に明らかにすることとし、評価書に追記すること。

#### 事業者の見解

今後事後調査やモニタリングを行っていくなかで、新たに環境への影響を及ぼすことが予測される場合には、関係公共団体である鳥取市と鳥取県に報告するとともに、専門家と協議を行いつつ適切な措置を講じます。その際には、助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするとともに、専門家等の所属機関の属性を明らかにします。

また、準備書に対する知事の意見を受けてこれまでに実施したカスミサンショウウオ及びホンゴウソウに関する専門家の指導・助言の内容については表 17-2(1)、(2)及び表 17-3 に示すとおりです。

なお、平成 22 年度から実施した動植物等の現地調査に関し、当該調査計画の策定段階で、その調査内容（調査項目、調査時期、調査範囲等）について専門家（博士（理学）/動物分類学）にヒアリングを行い、このなかで、調査上の留意点のほか、一部クモ形類等の調査時期について 11 月下旬から 12 月にも追加するなどの助言を頂きました。

表 17-2(1) 専門家の指導助言の内容(カスミサンショウウオ)

| 項目      | 内容  |
|---------|---|
| 資格/専門分野 | 博士(農学)/両生類(有尾類)   |
| 所属機関の属性 | 高等教育機関  |
| 指導助言の内容 | <p>対象事業実施区域の確認、準備書記載内容の説明を実施し、カスミサンショウウオに対する保全対策、事後調査内容、事後調査結果の検証方法についてアドバイスを頂いた。</p> <p>1. カスミサンショウウオの保全対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カスミサンショウウオの保全対策は、実施事例はあっても、その後の調査が実施・公表されていないことがほとんどで、確立されていない。</li> <li>・そのため、保全対策については、考えられる内容を実施すること、実施したあとモニタリングを行い、改善すべき点があればさらに対策を検討するという対応が必要である。その結果を公表し、本種の保全に活かしていくことが重要である。</li> </ul> |

表 17-2(2) 専門家の指導助言の内容(カスミサンショウウオ)

| 項目                       | 内容  |
|--------------------------|---|
| <p>指導助言の内容<br/>(つづき)</p> | <p>2. 事後調査内容、事後調査結果の検証方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カスミサンショウウオは隠遁性(地中などに隠れて生活する性質)が強く、繁殖期を除き亜成体や成体を発見することはきわめて難しい。</li> <li>・調査地内における生息個体数を正確に把握することは困難なため、モニタリングの対象とするのは卵のうの数と繁殖場所に集まった成体の個体数が適切と考えられる。卵のうの確認は比較的容易に実施でき、卵のうの数は成熟したメスの個体数(その年に繁殖に参加したメスの数。繁殖に毎年参加するとは限らないことに注意)と考えることが可能である。一般的にメスの数よりオスの方が繁殖場所に集まる数が多く、かつ、オスはメスよりも長く繁殖場所に滞在するため、オスの個体数のデータもいくらか得られると期待される。</li> <li>・モニタリングについて産卵期に2回実施する場合、これまでの確認状況から産卵時期をある程度絞り込み実施する必要がある。</li> <li>・水温によって異なるが、産卵から孵化まで1ヵ月程度の期間を要する。</li> <li>・産卵場所と同様に幼生が変態・上陸するまで水場環境が確保されているか確認することも重要である。(可能なら幼生の確認調査も実施してほしい)</li> <li>・カスミサンショウウオは、成長の早いオスであれば上陸して2年程度で産卵場所に現れ、メスの場合は3年程度かかると考えられる。そのため、移殖後のモニタリングについては、供用後3年～5年程度を目途に保全対策の効果を検証すると良いのではないかと。3年後にモニタリングし、効果が確認できれば1年おいた5年後に再度確認することも考えられる。</li> <li>・産卵場所で捕獲した個体はマーキングを行って、翌年以降に産卵場所に来るかどうかが、追跡調査する。</li> </ul> <p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カスミサンショウウオの産卵場所は溜まり水ではなく、湧水を伴っていることがほとんどである。</li> <li>・カスミサンショウウオは個体によっては、産卵前の12月に産卵場所に来ている場合がある(調査地の産卵期は2～3月)。</li> <li>・県内外で実施されたカスミサンショウウオの対策事例について、事後調査が行われているか、その後どうなっているかなど整理すると良い。</li> <li>・カスミサンショウウオを含む小型サンショウウオ類は移動能力が低く、地域によって遺伝的に分化しており、各地域個体群を保全することが重要である。鳥取市のカスミサンショウウオは比較的大型になる傾向がみられる他、大山周辺から日南町にかけて遺伝的にも形態・生態的にも分化した中国山地固有の集団(便宜的に高地型と呼ばれている)が分布している。</li> </ul> |

表 17-3 専門家の指導助言の内容(ホンゴウソウ)

| 項目      | 内容   |
|---------|--|
| 資格/専門分野 | 博士(理学)/植物・植生   |
| 所属機関の属性 | 高等教育機関   |
| 指導助言の内容 | <p>ホンゴウソウの保全対策についてアドバイスを頂いた。</p> <p>1. ホンゴウソウについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホンゴウソウは、環境省のレッドリストをはじめ、西日本の多くの府県のレッドリストにあげられており、全国的に希少で注目度の高い種である。これには個体が小さく見つけにくいことが影響しており、多くの府県で指定されているということは全国的に分布しているということも示している。</li> <li>・ホンゴウソウについては、どのような環境で見つかった、という記録はされているが、詳しい生態は分かっていない。毎年同じ場所に確認されたとしても、同じ株が出ているのかは不明である。</li> <li>・ホンゴウソウは一般的には落葉樹林に生育する。また原生林ではなく人里で見ついている。原生林に生育しないのか、単に見つかりにくいだけなのかは不明であるが、手入れされた林が本来の生育地と考えられる。</li> <li>・ホンゴウソウは落ち葉の間に生える腐生植物のため、移植には適さないと思われる。</li> <li>・ホンゴウソウの花期は7月～10月であり、その時期であれば確認は可能と考えられる。</li> </ul> <p>2. ホンゴウソウの保全対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホンゴウソウについて、2011年及び2012年の秋に確認した場所は、直接改変区域から水平方向、鉛直方向に2～3m程度離れており、直接的な改変の影響は受けないものと考えられる。この点については評価書にも記載するとよい。</li> <li>・直接改変区域内のホンゴウソウは改変されるものの、敷地境界付近に生育する株については、直接的な改変の回避は可能と考えられる。改変を回避するとともに、ホンゴウソウの生育箇所を残置森林のまま対象事業実施区域に含めるのであれば、生育箇所の担保も可能であり、有効な保全対策であると考えられる。</li> <li>・敷地境界付近の表土については、保存しておき、造成後表土として戻すことが対策として考えられる。表土は、表面の落葉から分解途中のもの、表面土壌までをブロック状に残すことが望ましい。</li> <li>・ホンゴウソウは一般的には人里で見つかる種であるため、樹林の手入れを行うことも対策として挙げられる。また、下草刈りなどを実施することが対策として挙げられる。</li> <li>・新設緑地については、竹を植える必要はない。郷土種を植えてもよいし、光の条件などにあまり影響がなければ、周辺からの植生の侵入に任せることもできる。</li> <li>・ホンゴウソウについては、こうすれば保全できるという手法が確立されていないので、現時点で考えられる内容について実施してみる必要がある。</li> </ul> <p>3. モニタリング調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前に状況をモニタリングするのであれば、花期に実施すれば問題ないと考えられる。</li> <li>・モニタリングについては継続して実施し、状況を確認していく必要がある。</li> </ul> |

6 評価書は、事業着手前の環境影響評価に係る最終的な図書であることを鑑み、現時点で判明している最新の基準・規制、事業諸元等（以下「基準・規制等」という。）に基づく内容とすること。なお、評価書の公告以降における環境保全措置、事後調査等の実施においても、常に最新の基準・規制等を踏まえて取り組むこと。

また、評価書全般において、深夜騒音対策やレッドデータリスト改定に伴う修正点など、説明が不足しているもの、記載誤り等が認められるため、再度検証した上で可能な限り詳細・具体的でわかりやすく、正確な図書となるよう努めることでわかりやすく、正確な図書となるよう努めること。

#### 事業者の見解

評価書は、事業着手前の環境影響評価に係る最終的な図書であることを鑑み、現時点で判明している最新の基準・規制、事業諸元等（以下「基準・規制等」という。）に基づく内容としました。

なお、評価書の公告以降における環境保全措置、事後調査等の実施においても、関係法令等の改正動向に留意しつつ、常に最新の基準・規制等を踏まえて取り組んで参ります。

また、評価書全般において、深夜騒音対策やレッドデータリスト改定に伴う修正点など、説明が不足しているもの、記載誤り等が認められたため、再度検証した上で可能な限り詳細・具体的でわかりやすく、正確な図書となるよう努めました。

特に、以下の点について、再度検証を行ったうえで、可能な限りわかりやすい記載としました。

- ・準備書に対する知事意見を踏まえ、施設騒音に係る環境保全目標を見直し、追加の保全対策を検討したことから、その対策内容、効果等について明らかにし、「第7章 7-1-2 騒音」（評価書 7-123 頁、124 頁及び評価書要約書 95 頁）及び「第8章 環境保全措置」（評価書 8-2 頁）に記載しました。
- ・評価書に係る審査会のなかで、動植物に係る保全措置としてビオトープ等の内容に係る指摘を踏まえ、より具体的な内容を記載しました。詳細については、「第7章 7-4-1 植物」（評価書 7-231 頁及び評価書要約書 165 頁）、「第7章 7-4-2 動物」（評価書 7-309 頁及び評価書要約書 213 頁）、「第8章 環境保全措置」（評価書 8-3 頁、4 頁）に記載しました。
- ・動植物等に係る貴重種に関し、レッドリストが平成 24 年度に改定されたことを踏まえ、現地調査結果で確認した種についての整合を確認するとともに、種の変更（増減）につい

ても分かりやすく記載しました。詳細については、「第7章 7-4-1 植物」(評価書7-219頁及び評価書要約書154頁)、「第7章 7-4-2 動物」(評価書7-273頁、275頁、276頁、319頁、320頁、322～324頁及び評価書要約書189頁～191頁、223頁、224頁、226頁、227頁)、「第7章 7-4-3 水生生物」(評価書7-361頁～363頁、389頁、390頁及び評価書要約書243頁、244頁、259頁、260頁)に記載しました。

